

社会福祉法人指導監査結果

1 指導監査実施法人 社会福祉法人あしーど

2 指導監査実施年月日 令和元年10月8日(火)

3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
<p>I-3(2) 評議員会の招 集・運営 I-6(1) 審議状況</p>	<p>次のとおり評議員会及び理事会の手続きについて、法令に反している事例があった。</p> <p>○評議員会の招集手続について 理事会の決議により次の事項を定めなければならない。 ①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合はその旨)</p> <p>令和元年6月27日に評議員会が開催されているが、理事会議事録を確認したところ、上記の項目を理事会において決議した経過が見られなかった。 今後、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。 本件については、前回と同様の指摘である。</p> <p><u>根拠法令等</u> 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項 社会福祉法施行規則第2条の12</p> <p>○定時評議員会の開催時期について 社会福祉法人は、計算書類等を定時評議員会の日から2週間前の日から事務所に備え置かなければならないため、計算書類等の承認を行う理事会は定時評議員会の日から2週間前の日より以前に開催される必要がある。 貴法人においては、令和元年6月20日開催の理事会及び令和元年6月27日開催の定時評議員会にて、平成30年度会計にかかる計算書類等を承認しており、理事会と定時評議員会との期間が2週間以上空いていないため、定時評議員会の日から2週間前の日から計算書類等を備え置くことができていない。</p>	<p>○</p>

	<p>については、今後、計算書類等の承認にかかる理事会及び定時評議員会を開催するにあたっては、その開催日及び事務所へ計算書類等を備え置くことについて法令に従い行うこと。</p> <p>本件については、前回と同様の指摘である。</p> <p><u>根拠法令等</u> 社会福祉法第45条の32第1項</p>	
I-3(2) 評議員会の招集・運営	<p>社会福祉法第59条により、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類等を作成し、所轄庁に提出しなければならない。貴法人は、所轄庁へ平成30年度会計にかかる計算書類等の提出が遅延していたため、今後、提出期限を厳守すること。</p> <p><u>根拠法令等</u> 社会福祉法第59条</p>	
I-4(1) 定数	<p>理事及び監事について、定款第16条に定める員数が選任されていないが、令和元年6月27日に理事及び監事の任期が切れているにもかかわらず、令和元年10月7日に新たな理事及び監事が選任されていた。今後、理事及び監事の任期について把握し、改選手続きを遅延なく行うこと。</p> <p><u>根拠法令等</u> 社会福祉法第45条の7第1項 定款第16条、第20条</p>	
I-6(1) 審議状況	<p>定款第25条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常業務の理事長の専決事項について理事会で定められていなかった。理事長等の決裁権限の明確化のため、決裁規程等の整備を検討すること。</p> <p>本件については、前回と同様の指摘である。</p> <p><u>根拠法令等</u> 社会福祉法第45条の13第4項 定款第25条</p>	○
III-3(2) 規程・体制	<p>計算書類等は、定時評議員会の承認が必要であるが、貴法人の経理規程第60条第3項において、財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定すると定めている。については、法令に従い、経理規程の整備を行うこと。※ここに挙げているのは一例であり、法改正に伴う経理規程全体の見直しを検討すること。</p> <p>本件については、前回と同様の指摘である。</p>	○

	<p>根拠法令等 社会福祉法第45条の30第2項 社会福祉法施行規則第2条の40</p>	
<p>Ⅲ-3(2) 規程・体制</p>	<p>経理規程第31条において、会計責任者は、月次試算表を作成し、翌月末日までに理事長に提出しなければならないと定められている。平成30年度において、月次試算表は作成されていたが、理事長への提出が遅延していたため、経理規程に従い、期限内に提出すること。</p> <p>根拠法令等 経理規程第31条</p>	○
<p>Ⅲ-3(2) 規程・体制 Ⅲ-4(4)その他</p>	<p>「社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて」（平成29年2月23日付け法務省民事局商事課長通知）において、理事長は「理事長」の資格で登記することと定めてあるが、貴法人において、理事長を「理事」の資格で登記しており、また、登記に合わせて金融機関との取引も「理事」の資格で行っている事例があったため、是正すること。 本件については、前回と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令等 「社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて」（平成29年2月23日付け法務省民事局商事課長通知） 経理規程第39条第2項</p>	
<p>Ⅲ-3(3) 会計処理</p>	<p>貸借対照表において、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来する借入金は、流動負債に表示すべきであるため、是正すること。 本件については、前回と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令等 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知）6</p>	
<p>Ⅲ-3(4) 会計帳簿</p>	<p>固定資産管理台帳が作成されていなかったため、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長他連名通知）（以下、「留意事項」とする。）に基づき、速やかに作成すること。 本件については、前回と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令等 留意事項27</p>	

<p>Ⅲ－４（４） その他</p>	<p>組合等登記令第３条第３項より、社会福祉法人の資産総額の変更登記は、会計年度終了後３か月以内に行うこととされている。平成３０年度末時点での資産総額の変更登記が遅延していた。今後、期限内に変更登記を完了させること。</p> <p>本件については、前回と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第２９条第１項 組合等登記令第３条第３項</p>	<p>○</p>
-----------------------	---	----------